

# 令和元年度 公益財団法人北九州市学校給食協会 事業報告

## 令和元年度事業実績

本協会は、北九州市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として、給食用物資の調達、配給、その他学校給食の普及奨励に関する事業を行っている。

令和元年度の事業実績は、次のとおりである。

### 1 学校給食の実施状況

(1) 給食実施日数	小学校		
	・最高	175日	・最低 171日
	特別支援学校		
	・最高	176日	・最低 174日
	中学校		
	・最高	170日	・最低 154日
(2) 給食実施学校及び人員	・小学校(分校1を含む)	130校	
		人員	51,069人
	・特別支援学校	7校	
		人員	1,860人
	・中学校	62校	
		人員	23,685人
	計	199校	人員 76,614人
			(教職員等を含む)

### 2 学校給食に要する物資の調達、配給、物資代金の支払いに関する事業

#### (1) 学校給食用物資納入業者の選定

北九州市学校給食用物資納入業者選定要項に従い、書類審査、実地調査等の手続きを経て、適格業者の選定を行った。

- ・登録承認業者数 72業者

#### (2) 学校給食用物資の選定、購入

公益財団法人北九州市学校給食協会物資共同購入要項に従い、適正品の選定、購入に努めた。

- ・年間契約物資品目数 146品目(基本物資21を含む)
- ・学期契約物資品目数 71品目
- ・月契約物資品目数 171品目
- ・同上(青果物) 43品目

(3) 学校給食用物資の検収等

学校給食用物資は、業者が各学校に直接納入している。このため契約条項の厳守及び学校納入前、学校納入後の検収を強化し、業者の指導に努めた。

また、食の安全・安心や品質向上等の観点から抜取品の化学検査を行う（依頼件数223件）とともに、外国産物資に対する自主検査の実施や証明書提出の徹底等も図った。

(4) 学校給食用物資代金の徴収と支払い

給食費は、月末全額徴収制としているため、各学校の徴収額を的確に把握し、受入れの適正化に努めた。

物資代金の支払いについては、一括計算を実施し、経理事務の適正化、効率化を図った。

**3 学校給食実施上必要な調査、研究に関する事業**

(1) 学校給食用物資地産地消推進協議会の開催

- 毎月1回協議会を開催し、地産地消推進のための規格、産地、生育状況に関する協議及び市内産青果物の調達に努めた。

(2) 政令都市との情報交換

- 他都市の先進的な取組を研究し、今後の協会運営の参考とするために、政令都市が集まる会議に参加した。

(3) 公益財団法人福岡県学校給食会との協議連絡

- 福岡県内の学校給食物資を取り扱っている公益財団法人福岡県学校給食会とは、財団相互の連携に努めた。

**4 学校給食の普及奨励に関する事業**

(1) 登録業者を対象とした食品衛生講習会の開催

- 協会登録業者を対象として、学校給食に関する安全・安心の重要性や食品衛生管理の危機意識向上を図るため、食品衛生講習会を開催した。

《講師等》

講 師	演 題
村井 良次 (市保健福祉局東部生活衛生課)	安全な食品を納入するために

(2) 学校給食事務担当者を対象とした事務説明会での説明

- 食数の変更連絡方法や給食費の徴収と納金の手順など、学校給食に関する内容について事務担当者に対し説明を行った。

(3) 食育（地産地消）の推進

- 地産地消の意義や生産者の喜びや苦労について、児童に理解を深めてもらうため、市内産青果物の収穫体験及び給食交流会を開催した。

《開催実績》

実施校	収穫体験青果	実施月	備考
寿山小学校 (小倉北区)	八幡西区 たまねぎ	5月	給食交流会実施
一枝小学校 (戸畑区)	若松区 じゃがいも	6月	給食交流会実施
八児小学校 (八幡西区)	若松区 だいこん	1月	給食交流会実施

- 学校給食用物資を活用した食育推進事業を実施し、調理体験及び給食交流会を開催した。

《開催実績》

実施校	実施月	内容・講師
東朽網小学校 (小倉南区)	10月	内容：とうふ作り 講師：大和食品工業

(4) 「給食協会だより」の発行（毎月1回）

- 地場産野菜の生育状況や収穫体験・調理体験の様子など適時な話題を提供するとともに、協会からのお知らせなどを掲載して学校へのPR活動を実施している。

(5) 北九州市学校給食協会ホームページによる情報発信

- 当協会の沿革や取り組んでいる事業及び活動等を紹介し、市民に情報発信している。

**5 その他**

(1) 令和2年3月北九州市立学校の臨時休業による給食休止に伴う措置

- 令和2年3月に北九州市立学校の臨時休業による学校給食休止したため、既に発注している物資や製造している物資で、取消しできない物資について、翌月以降にスライドしたり、転売やフードバンクに寄贈し、賞味期限が切れた物は廃棄処分した。